

農業・農業委員会等をめぐる情勢と課題について

平成24年4月18日

平成24年度新任農業委員会等職員研修会

1. 東日本大震災

(1) 地震及び津波による本県の農林水産関係被害

- 農林水産業6,633億円（農業：688億円、水産業：5,649億円、林業：296億円）
- 農地・農業用施設17,029カ所639億円、農業施設656カ所29億円
農畜産物20億円
- 流失・冠水等被害推定面積 1,838㌥（田1,172㌥、畑666㌥）

(2) 東京電力原発事故による被害等

① 農畜産物の被害

本県でも牧草、稲わら、肉牛、子牛、廃用牛、乾しいたけなどに大きな被害。

② 東京電力原発事故に伴う「補償」の動き

「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会」（事務局：JA岩手県中央会）が東京電力に損害賠償請求。第1～5次請求までで約48億円を請求。

③ 厚生労働省が食品に含まれる放射性物質の「暫定基準値」を見直し、従来の暫定規制値で許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値への引き下げを行うこととし、原則として平成24年4月から新たな基準を適用。

(3) 農業委員会系統組織の対応

① 全国農業会議所

ア 義援金の取り組み（3月15日～6月末：73,451,800円）

イ 全国農業新聞の特集号発行、避難所への無料配布、支援物資の提供

ウ 民主党、自民党、農水省等へ要請活動

エ 農業求人や農地情報等の提供による被害者支援

オ 被災地域の農業委員会業務の復旧・復興のための課題整理と支援対策

カ 平成23年度全国農業委員会会長大会（5月26日）での「東日本大震災と東京電力原子力発電所事故に関する特別要請決議」の決定と要請活動

キ 平成23年度全国農業委員会会長代表者集会（12月7日）での「東日本大震災からの復興と食と農業の再生に向けた要請決議」の決定と要請活動

②岩手県農業会議

ア義援金の取り組み

イ見舞い巡回と書類等を流失した委員会へ要領集、図書等一式を提供

ウ県知事、県選出国会議員に対し、「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波被害に関する緊急対策要望書」により要請

エ農地や農業者年金に関する「被災農業者へのお知らせ」チラシ15,000部作成
オ本県選出国会議員に対し、「東日本大震災による被害の復旧・復興対策」について要請

カ民主党岩手県総支部連合会に対し、「東日本大震災被害に関する復旧・復興対策の要請書」により要請

キ被災地支援の一環として社会福祉法人と連携し、遊休農地を活用したソバの栽培、提供

ク県知事に対して「原発事故による畜産経営の損害等に関する緊急要請書」により要請

ケ県知事、県選出国会議員に対し、「大震災からの復旧・復興対策と本県農業の再生等に関する要請」を実施

コ第56回岩手県農業委員大会において東日本大震災からの復旧・復興を含む農業施策の充実に関する要請決議を採択、県知事、県議会議長、県選出国会議員に対し要請

サ常任会議員会議において震災に伴う転用案件を審議

(4) 農業委員会関係の復旧支援対策の特例措置

○ 農業者年金保険料の免除、行方不明者の死亡時の推定等

○ 農業委員会の選挙期日等の特例（選挙期日を最長1年程度延長、現在の委員の任期を延長）、選挙人名簿の作成の特例（選挙人名簿の確定時期を弾力化）

→「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律」5月2日可決・成立・公布・施行

○ 被災地域の農業委員会における実施期日等の延長等

《特例選挙期日》

平成23年11月20日（大船渡市）、11月27日（田野畑村・野田村）、

平成24年7月8日（陸前高田市・大槌町）

《選挙人名簿の調整の特例措置》

岩手県陸前高田市・大槌町

2. TPP交渉

主な経過

- 平成22年10月1日、菅総理が所信表明演説でTPP参加検討を表明
- 平成22年11月9日、政府は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定
 - 包括的経済連携強化に向けた具体的取組として、「EPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」
- 平成23年11月11日、野田総理記者会見
 - TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る。関係国との協議を開始し、各国が我が国に求めているものについてさらなる情報収集に努め、十分な国民議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたい。
- 平成23年11月12日、APECハワイ会議での日米首脳会議
- 衆・参農林水産委員会における「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議」の決定（衆議院農林水産委員会平成23年12月6日、参議院農林水産委員会平成23年12月8日）
 - 交渉参加に向けた関係国との協議は、国益を最大限に実現するため、政府一体となって慎重に行うこと。その際、国益を損なうことが明らかになった場合には、政府は交渉参加の見送りも含め厳しい判断をもって臨むこと。」
- 日本のTPP交渉参加を巡る事前協議の状況
 - ブルネイ、ベトナム、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアの6カ国は日本の交渉入り支持を表明。オーストラリア、ニュージーランド、アメリカとの協議がこれから正念場を迎えようとしている。
- 野田首相は5月の大型連休に訪米するとされており、予断を許さない状況。

国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響試算（平成22年10月、農林水産省）

- | | |
|---|------------------|
| 1. 国内農業生産の減少 | ▲約4兆1千億円程度（48%減） |
| ※ 米、麦類、砂糖、牛乳・乳製品、牛肉・豚肉、加工用果実等 | |
| 2. 国内総生産（GDP）の減少 | ▲約7兆9千億円 |
| ※ 農産加工業への直接的影響（▲約2兆1千億円）に加え、生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運送業など幅広い産業に影響し、特に地方経済に大きな影響 | |
| 3. 就業機会の喪失 | ▲約340万人程度 |
| 4. 食料自給率の低下 | 40% → 13% |

5. 農業の多面的機能への影響

▲3兆7千億円程度

(1) 洪水防止機能

▲約2兆3,600億円(67%減)

(2) 河川流況安定機能

▲約1兆3,200億円(90%減)

(3) 地下水涵養機能

▲約500億円(90%減)

(4) 土壌浸食防止機能

▲約2,000億円(59%減)

6. 農地面積(農作物作付面積)の減少

▲236万㌦(耕作放棄地化)

※ 影響が幅広い品目に及ぶことから作付転換は期待できず、耕作放棄地化(耕地面積の約6割減)

“日本の農業は閉鎖的で過保護”は間違い

◎日本は世界一の農産物純輸入国

農産物の輸入額から輸出額を差し引いた額は日本がトップで438億ドル。英国307億ドル、中国202億ドル、ドイツ128億ドル、韓国123億ドル

◎主要国の農業のGDP

米国1.1%、EU1.6%、英国0.9%、ドイツ0.8%、日本1.5%

◎日本の農産物の平均関税率は12%

インド124%、韓国62%、スイス51%、EU20%、米国6%

◎日本の農業の国内保護額は、EUの1/5、米国の1/3

貿易自由化交渉に関する主な用語

◎WTO(世界貿易機関、World Trade Organization)

153カ国・地域が加盟し、加盟国共通のルールが適用。通商紛争の解決機関としても機能。2001年にドーハ・ラウンド交渉が開始。農業、非農産品市場アクセス、サービス等の分野の交渉が継続中。

◎FTA(自由貿易協定、Free Trade Agreement)

2国間又は複数国間の物品やサービス貿易の自由化。実質上全ての貿易(一般的には90%以上と解釈)について、原則として10年以内に関税撤廃。

◎EPA(経済連携協定、Economic Partnership Agreement)

2以上の国又は地域間で、FTAの要素に加え貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定。

◎TPP(環太平洋戦略的経済連携協定、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)

2006年、シンガポール、NZ、ブルネイ、チリの4か国間の地域FTAとして発効。例外品目がなく物品貿易分野の全品目の関税撤廃。2008年、米国、豪州、ペルー、ベトナムが参加を表明し、マレーシアを含めた9カ国で、2010年3月以降、労働、医療、金融などを含む24分野で交渉。新たに交渉に参加するためには、高水準の自由化に対する確約を示した上で、現交渉参加国全ての同意を得ることが必要。

3. 食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画と関連施策

(1) 「食と農林漁業の再生実現会議」の検討経過

- 22年11月30日に食と農林漁業の再生推進本部・実現会議が初会合、月1回ペースの検討により23年6月に基本方針を、10月目途に行動計画を策定
→高いレベルの経済連携の推進と食料自給率の向上、国内農業・農村の振興の両立に向けた検討

(2) 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」

(平成23年10月25日)

○ 基本的考え方

土地利用型農業については、「徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で20～30畝、中山間地域で10～20畝規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。これを実現するため、担い手、農地、生産対策、関連組織等に関する仕組みを見直し、一体的に改革する」

○ 農林漁業再生のための7つの戦略

【戦略1】競争力・体質強化～持続可能な力強い農業の実現～

《新規就農の増大》

①青年就農者の経営安定支援、法人雇用就農の促進、地域のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を推進。また、農林水産施策における女性優先枠の設定、計画づくりに際して女性の参画を求めるなどの措置を講じる。

②農業経営者を客観的に評価する指標を策定し、農業経営者の育成支援に向けた取組に活用する。

《農地集積の推進》

意欲ある関係者を含め、集落ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）への農地集積、分散した農地の連坦化が進むよう、これに協力する者に対する支援を推進する。加えて、農地法の遊休農地解消措置を徹底活用する。

《関連組織・関連産業のあり方》

農業委員会系統組織については、遊休農地解消等を含めた平成21年の改正農地法の運用の徹底に努め、その状況を見極めた上で、組織のあり方について検討する。

行動計画（平成23年～28年度）では、「農業委員会による改正農地法の運用の徹底」を明記。

【戦略2】競争力・体質強化～6次産業化・成長産業化・流通効率化～

【戦略3】エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

【戦略4】森林・林業再生

【戦略5】水産業再生

【戦略6】震災に強い農林水産インフラを構築する。

【戦略7】原子力災害対策に正面から取り組む。

(3) 平成24年度の新規就農・農地集積に関する施策の主な内容

○地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の作成

◇地域農業のあるべき方向や地域の中心となる経営体等を定めた地域農業マスタープランを作成。（市町村による検討会メンバーの概ね3割は女性）

◇マスタープランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本。地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアも可能。

◇集落・地域における話し合いにより、①今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか、②中心となる経営体にどのように農地を集めるか、③中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）を決定。

◇人・農地プランの位置付けにより、①青年農業者給付金（経営開始型で原則45歳未満で独立・自営就農する者）、②農地集積協力金、③スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）

○青年新規就農の倍増

◇青年就農給付金として、原則45歳未満の新規就農者を対象に年間150万円（最低賃金水準）を給付

・準備型（就農前研修期間中2年間）※「人・農地プラン」に関係なく給付

要件：①独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと、②都道府県が認める研修期間・先進農家等で概ね1年以上研修すること、③常勤の雇用契約を締結していないこと、等。
なお、適切な研修を行っていない場合、研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合、給付金返還。

・経営開始型（独立・自営就農直後5年以内）

要件：①独立・自営就農であること、②経営開始計画が就農5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること、③人・農地プランに位置づけられていること、等。

特例：①夫婦ともに就農する場合は1.5人分を給付、②複数の新規就農者が方針を新設して経営尾を行う場合は人数分を給付、③平成20年4月以降に独立・自営就農した者も就農後5年までは給付対象。

給付停止：給付金を除く本人の前年の所得合計が250万円を超えた場合、市町村が適切な就農を行っていないと判断した場合

◇雇用就農促進のため農業法人に研修費として月額10万円（最長2年）給付

○農地集積の推進（人・農地プラン作成の市町村に農地集積協力金を交付）

◇地域の経営体への農地集積、分散圃場の連坦化に協力する者（農業者戸別所得補償制度の加入者）に対する農地集積協力金の交付。

経営転換協力金（0.5畝以下：30万円/戸、0.5畝超2.0畝以下：50万円/戸、2.0畝超：70万円/戸）

分散錯圃解消協力金（5千円/10畝）

※要件：①農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に全ての自作地を白紙委任（委任期間10年以上で、委任内容は6年以上の農地の貸し付けの相手方の選定）、②今後10年間の農作物の販売を行わない

4. 農地の確保と有効利用に向けた農業委員会の取り組み

(1) 農地所有者等の「農地の利用」の責務

- 平成21年12月施行の農地法等改正法により、「財産権に関する公共の福祉」（憲法第29条）の観点から、農地法第2条の2で「農地についての権利を有する者の責務」として、「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と規定。
- 「望ましくない農地利用」を「望ましい農地利用」へと導くプロセスが農地制度の改革の本質の部分。

(2) 農地法等改正法の実効を上げるには運動が不可欠

- 今回の農地法等改正法のねらいは、「農地の有効利用の促進」。その背景には、幅広い担い手の確保という考えがある。
- 法律制度の改正だけで物事が動くことはなく、農業委員会を中心とする農地の確保と有効利用の運動的な取り組みが不可欠である。
- 農地の有効利用の促進には、①農地の条件整備、②担い手の確保、③農業生産物の販路と採算性、の3条件が必要。
- 農業委員会系統組織の対応の重点は、農地情報の収集・提供、仲介・調整を徹底し、農地利用と担い手確保を結び付けること。農地の出し手と受け手の情報の収集・プール再配分の取り組みが重要。
具体的には、
 - ①地域内での担い手の確保（新規就農含む）と農地利用集積の調整
 - ②市町村域を越えた担い手への農地利用調整
 - ③解除条件付き農地貸借による農業参入支援

(3) 農地利用主体の拡大と対応

○ 株式会社、NPO法人、等の農地利用による農業参入

一般企業等の農地利用による農業参入の状況

平成16年	71法人（株式会社 37、特例有限会社 19、NPO法人等 15）
平成23年8月	1,012法人（株式会社 601、特例有限会社 196、NPO法人等 193、その他 22）
うち、新農地制度による解除条件付き参入法人は、576法人	
	（株式会社：367、特別有限会社97、NPO法人等112）
	（食品関連業128、建設業88、農業73、製造業38、その他249）
	（野菜282、米麦等106、複合89、果樹55、その他44）
	静岡県31、兵庫県31、愛知県28、熊本県27、鳥取県25、岐阜県22、新潟県22、岩手県22
	茨城県20、・・・

○ 農業協同組合の農業経営

- 農業協同組合（連合会を含む）は、総会における特別決議等（総組合員数1,200人以下の農協は書面同意）の手続きを経た上で、自ら、農地の貸借により農業経営の事業を行うことができる。

○ 農業生産法人の要件緩和

- 構成員要件のうち、農業関係者（総議決権の4分の3以上）に「基幹的な農作業を委託している農家」を追加
- 農業関係者以外（関連事業者等）の議決権について、1構成員は総議決権の1/10以下を廃止し、1/4以下とした。なお、農商工連携事業者等の場合は議決権の合計の上限が1/2未満まで可能。

農業生産法人の状況	
昭和45年	2,740（有限会社 1,569、合名・合資会社 27、農事組合法人 1,144）
平成12年	5,889（有限会社 4,366、合名・合資会社 27、農事組合法人 1,496）
平成17年	7,904（株式会社 120、有限会社 5,961、合名・合資会社 41、農事組合法人 1,782）
平成21年	11,829（株式会社 1,696、有限会社 6,907、合名・合資会社 270、農事組合法人 3,056）

※ 農業生産法人の事業状況報告書の徴収・整理と確認書の取りまとめ。報告書の提出がない法人には督促を行うこと。また、要件を満たさなくなる恐れのある法人に対しては必要な措置を講じるよう勧告する必要（解除条件付き貸借の適用法人も利用状況の報告の徴収と確認が必要）（農地法第6条、農地法第3条第6項）

○ 農地取得の下限面積要件の弾力化

地域の実情に応じ、農業委員会が定めることが出来るよう措置

- 営農条件が概ね同一の区域で、地域の平均的な規模に応じて10㌥以上の面積で設定が可能
- 新規就農を促進するために適当と定められる面積（10㌥未満も可能）の設定が可能

全国及び本県における下限面積の設定状況
○ 全国では約6割の農業委員会で地域の実情に応じた下限面積を設定 農業委員会数1,758委員会、うち、50㌥未満の下限面積を設定1,006委員会 面積別の設定状況は、10㌥以下 178区域（14%）、20㌥以下 287区域（22%）、 30㌥以下 525区域（40%）、40㌥以下 310区域（24%）
○ 本県では約5割の農業委員会で地域の実情に応じた下限面積を設定 農業委員会数33委員会、うち、50㌥未満の下限面積を設定18委員会 面積別の設定状況は、10㌥以下 12区域（67%）、30㌥以下 6区域（33%）

※ 農業委員会総会等で毎年の下限面積の別段の面積の設定・修正について審議・公表を徹底する必要がある。

○ 農地の相続時の届出の徹底

農地等の適正かつ効率的な利用に向けた必要な措置を講じるため農地等の権利取得の届出の制度を措置

- 農林水産省は、平成23年7月22日に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」を踏まえ、平成23年9月13日付で農地政策課長名による「市町村に対する農地の相続時の届出制度の周知徹底について」を発出。「市町村の戸籍担当に対し当該制度を周知徹底する」旨を通知。

(4) 遊休農地の発生防止・解消と担い手への農地利用集積の促進

○ 定期的な農地の利用状況調査の実施と遊休農地の所有者等への指導

→ 農地パトロールとして毎年1回の農地利用状況調査と農業者等の申し出による調査

→ 指導方法

①遊休農地の所有者等に利用状況調査の結果を伝え、耕作の再開等について相談対応を含めた意向確認を実施。（耕作放棄地全体調査「緑」、「黄」は農業上の利用を図るべき旨の指導を実施。指導経過がわかるよう記録を徹底。）

③意向確認の結果、耕作の再開が見込まれない場合、原則として書面により指導。

指導の際に明らかにする事項は、

ア 指導を開始した年月日、

イ 農地法第30条第3項の指導である旨、

ウ 指導を行う農業委員の氏名、

エ 農業上の利用を図るべき旨の指導、

オ 遊休農地である旨の通知を行う期日

※指導結果として、①自ら耕作を再開、

②他者への貸し付け、

借り手が見当たらない場合は、農業委員会として、

ア. 農地利用集積円滑化団体への委任、イ. あっせんの申し出、ウ. 農地情報提供システムへの登録、等により借り手が現れれば貸し付け可能な状態を確保。

○ 遊休農地の所有者等への通知から勧告までの手続き

→ 遊休農地である旨の通知（所有者が不明な場合は公告）

→ 遊休農地の農業上の利用に関する計画届出の受理・勧告・報告徴収・所有権移転等協議の通知

○ 農地利用集積円滑化団体との連携による農地の利用調整活動の実施

→ 農地の利用調整の取り組みと市町村への農用地利用集積計画作成の要請

→ 受け手が見つからない間は、円滑化団体による保全管理の実施

→ 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化団体の実施主体（23年8月末）は、市町村466（27.3%）、市町村公社125（7.3%）、農協856（50.1%）、農業再生協議会182（10.7%）、その他78（4.7%）

○ 遺産分割未完了農地の利用権設定の簡便化

相続登記未完了の農地について関係権利者の全員同意が得られず利用権設定が困難であったが、平成21年の農業経営基盤強化促進法改正により5年以内の利用権設定については過半の同意で可能。

(5) 相続税等納税猶予の適用農地の管理の徹底

○ 平成23年11月7日付で、農林水産省経営局長名による「遊休農地に関する措置の適切な実施及び農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の運用の適正化について」を発出。

→ 特例農地に係る遊休農地に関する指導の実施方法

◇ 指導は書面により実施

◇ 遊休農地である旨の通知を行う期日等のほか利用増進がなされない時は納税猶予期限が確定する旨を明示

→ 耕作放棄による納税猶予期限の確定の取り扱い

① 平成21年12月15日以後に行われた贈与等に係る特例農地については、農地法第32条の規定による「遊休農地である旨の通知」があった場合に納税猶予期限が確定

② 平成17年4月1日から平成21年12月14日までに行われた贈与等に係る特例農地については、農地法第33条第1項の期限内（遊休農地である旨の通知があった日から起算して6週間以内）に遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出が無かった場合又は農地法第35条第1項の規定による所有権の移転等の協議を行う旨の通知があった場合に納税猶予期限が確定

③ 平成17年3月31日以前の贈与等に係る特例農地については、農地法第35条第2項の協議の成立もしくは農地法第36条第4項の勧告に係る調停案の受諾により特例農地の所有権の移転等があった場合又は農地法第37条に規定する特定利用権が設定された場合に、特例農地の譲渡又は貸付があったものとして納税猶予期限が確定

→ 所轄税務署長への通知

◇ 租税特別措置法第70条の4第35項及び第70条の6第40項の規定の基づき遊休農地に関する措置等により納税猶予期限の確定に係る事実が生じたと知った場合には農業委員会は所轄税務署長に通知

○ 農地の相続税納税猶予の適用を受けている場合の貸付けの特例措置

→ 平成21年農地法等改正により、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、相続税納税猶予が継続（市街化区域内農地は除く）。

○ 平成24年度税制改正大綱において、「農地に係る贈与税納税猶予の適用を受けている場合の貸付けの特例等の創設」

〔納税猶予の適用期間が10年以上、65歳未満は20年以上〕（贈与税・不動産取得税）

6. 地域に根ざした“行動する農業委員会”活動の強化

(1) 「地域の農地と担い手を守り活かす運動」の推進

別紙推進要領参照

(2) 年間の活動計画の策定

「活動計画」づくりにあたっては、地域農業の実情や農業者の意見、農業委員会等の置かれた環境等を十分に踏まえ、

- ①組織体制と活動の目標（数値目標の設定と定量的な検証・評価が求められる時代）
- ②目標達成の期間の設定
- ③目標達成の具体的手段等

について、農業委員会としての「活動計画」を策定し、それに基づいた活動の実践を徹底する。

(3) 地域における農業委員としての活動

- 農地パトロール（農地利用状況調査）により、遊休農地の指導や違反転用、産業廃棄物の不法投棄等に監視の目を光らせること。
 - 農地の確保と有効利用に向けた地域の合意形成と調整・あっせんに努めること。
 - 認定農業者の掘り起こしと再認定（経営改善計画作成への支援）を推進すること。
 - 農業者年金への加入の推進を図ること。
 - 全国農業新聞の普及推進を図ること。
 - 地域の農業者の声をしっかりと受け止め、良き相談相手となること。
- 以上の取り組みを「農業委員活動記録カード」に記入し毎月の総会等で状況報告を行い問題点や課題、今後の対応方向等を明確にすること。

(4) 農業委員会活動の検証・評価と公表による透明性の確保

実践した農業委員会の活動に関する検証・評価を行い次年度の活動に反映させるとともに、透明性の確保と対外的な理解促進を図るための情報発信・公表の実施。

7. 情報活動（全国農業新聞・全国農業図書）の推進

- (1) 「情報活動」は、農業委員会法第6条第2項第5号（農業及び農民に関する情報提供）に基づく農業委員会の重要な取り組み。
- (2) 「情報活動」で、農政の動きを農業者へ、農業者の声を農政へ、そして頑張っている農業委員会の活動を内外にアピール。

- ①現場でがんばる農業委員会の取り組みを伝える。
- ②地域や農業者などの努力や経験を伝える。
- ③農業・農村現場に農政や新たな制度を伝え理解を促進する。
- ④地域や農業者等の現場の声を農政に反映させる。

8. 農業者年金制度への加入推進の取り組み

(1) 加入対象者：60歳未満の農業者。 農地を持たない農業者や配偶者・後継者などの家族従事者も。

(2) 新農業者年金の魅力（積立方式の政策年金）

- 自らの保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金。
- 事務費等は国庫補助金、納付された保険料や運用益は全額、将来の年金額に充当。
- 保険料は、月額2万円から6万7千円の間で千円単位に自由に選択。
- 保険料の全額が社会保険料控除の対象

(3) 認定農業者等には保険料の国庫助成

- 「知らなかった」「なぜ教えてくれなかったのか」の事態がないよう、加入対象者への情報の提供が不可欠

(4) 「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」（平成22年度～24年度）

- 平成23年7月：農業者年金加入者10万人達成
- 単年度6,000人、3カ年18,000人の新規加入を目標